

骨子	項目	意見等の区分	意見等の概要(審議会委員・障害者団体名・庁内担当課等)	ページ	計画最終案(新)	ページ	計画素案(旧)	追加修正理由・県の考え方等	担当課
【第1章 総論】 VII 障害のある人の現状	(1)岡山県における障害のある人の現状	審議会意見	■審議会委員(片山委員) (意見概要) 計画概要版2ページの「障害のある人の現状」だが、精神障害のある人の人数について、いつも問題になるが、手帳所持者しか書かれておらず、これを見ると、一般の人は1万人しかいないと思う。	P.2	計画本編に記載している「厚生労働省患者調査」の数字(79,000人)を概要版にも入れる。	P.2		※修正理由 審議会意見を反映	障害福祉課 (まちづくり班) 健康推進課
【第1章 総論】 VII 障害のある人の現状	VII 障害のある人の現状 (6)本計画における障害のある人(障害者)の定義	審議会意見	■審議会委員(平松委員) (意見概要) 障害者計画概要版2ページの「障害のある人の定義」について、この箇所を読む限り「難病」という言葉がない。これは記載されている「その他の心身の機能の障害がある人」の中に難病のある人も含まれるのだと思うが、注記があったほうがわかりやすいと思う。	P.2	「その他の心身の機能の障害がある人(難病患者等)」	P.2	「その他の心身の機能の障害がある人」	※追加理由 審議会意見を反映	医薬安全課
【第1章 総論】 VII 障害のある人の現状	VII 障害のある人の現状 (6)本計画における障害のある人(障害者)の定義	審議会意見	■審議会委員(薬師寺委員) (意見概要) 障害者計画本編と一緒に概要版も配るのであれば、障害者計画本編に入っている「社会的障壁」を、概要版にも入れていただきたい。	P.2	本編同様、概要版にも【障害者基本法第2条抜粋】(障害者、社会的障壁の定義)を挿入する。	P.2		※追加理由 審議会意見を反映	障害福祉課 (まちづくり班)
【第1章 総論】 VIII 障害保健福祉圏域の設定	【第1章 総論】 VIII 障害保健福祉圏域の設定	団体意見	■岡山県自閉症協会 ○障害保健福祉圏域の設定・岡山市との連携 圏域が細分化されることにより、より身近な場所でサービス等の提供が可能になるのは有り難いことだと思いますが、圏域の境界にこだわることなく利用者の利便性を考えた扱いをしていただきたい。また、政令指定都市である岡山市との連携をさらに進めていただきたい。 岡山市は政令市ということで、独自に施策を推進することが強くなっているが、別々に施策を進めることで、問題が生じてくることもあると思う。 特に、岡山市は、多くの障害のある人が生活しており影響は大きい。県としても岡山市の施策ともよく連携してほしい。		(以下を追加) 「 <u>障害保健福祉圏域の改訂後も、県の障害福祉施策の実施に当たっては、地域自立支援協議会や担当者会議、各種研修の場などを活用し、圏域間の情報共有等を行い、政令市、中核市も含め各市町村と密接に連携を図りながら推進するものとします。</u> 」	P.4		※追加理由 (県の考え方) ・障害福祉サービス事業者等の指定において、県と同等の権限を有する政令市、中核市等とは定期的に情報交換会を実施するなど、連携に努めているところです。	障害福祉課
I 啓発・広報・社会参加	1 啓発・広報活動の推進 (2)様々な啓発・広報活動の推進 ①様々な啓発・広報活動	審議会意見 団体意見	■各障害者団体 あいサポート運動に参加してほしい。 ■片山委員 中国地方では岡山県だけがあいサポート運動を実施していない。他に全国で3県程度実施していて、我々としては、中国地方から発信したいという思いがある。 ■岡山県自閉症協会 ○世界自閉症啓発デーや発達障害者週間に対応して行政機関の積極的な活動をお願いしたい。 ○発達障害についての啓発と併せて、発達障害のある人に対する対応方法をまとめたものも、次回の発達障害者週間で配付したい。 ○「障害者週間」を「障害者月間」に変えて欲しい。		「●様々な啓発・広報活動・あいサポート運動の推進 平成28年4月からの「障害者差別解消法」の施行に伴い、制度の周知や差別の解消に向けて、広く県民に啓発していきます。障害者週間(12月3日～9日)等での啓発・広報活動を関係団体等と連携して取り組み、障害のある人に対する理解や関心の推進や、障害のある人の社会参加を促進します。 <u>また、平成28年から「あいサポート運動」を創設した鳥取県と運動の推進に関する協定を締結し、あいサポーター(あいサポート運動を実践していただく方々)の養成等に取り組みます。あいサポート運動を推進していくことにより、県民の中で、「ちょっとした手助け」によって人が人を支える意識を継続的に醸成していきます。</u> 」	P.5	「●様々な啓発・広報活動 平成28年4月からの「障害者差別解消法」の施行に伴い、制度の周知や差別の解消に向けて、広く県民に啓発していきます。障害者週間(12月3日～9日)等での啓発・広報活動を推進し、障害のある人に対する理解や関心の推進や、障害のある人の社会参加を促進します。 <u>また、啓発活動等の一環で、あいサポート運動を紹介していきます。</u> 」	※追加理由 (県の考え方) ・新たに「あいサポート運動」に取り組むこと等によって、障害者週間と合わせて、様々な機会を活用して普及啓発を推進していきます。 ・啓発活動を効果的に進めていくためには、障害者団体との連携が重要であると考えます。	障害福祉課 (福祉のまちづくり班) (福祉推進班)

骨子	項目	意見等の区分	意見等の概要(審議会委員・障害者団体名・庁内担当課等)	ページ	計画最終案(新)	ページ	計画素案(旧)	追加修正理由・県の考え方等	担当課
I 啓発・広報・社会参加	2 学校教育及び社会教育の充実等 (1)障害のある人への理解の促進	団体意見	<p>【様々な障害のあることに対する理解】</p> <p>■岡山県視覚障害者協会 視覚障害には、全盲だけでなく、弱視や、色盲など、見えにくさにも様々な状態があることを理解していただきたい。</p> <p>■岡山盲ろう者友の会 「盲ろう」という障害があるということが浸透していない。福祉や教育の現場で、盲ろうの人と関わられるような機会を作っていただきたい。</p> <p>■岡山県手をつなぐ育成会 ある市の地域福祉計画では、身体障害のある人が中心となっている。作成担当者は福祉に関わっている人間なのに、障害には、知的や精神もあることを忘れてしまっている。身体障害が優先されている気がする。様々な障害があることも啓発してほしい。</p>		<p>「●障害特性の理解に向けた普及啓発 県民に対して、主な障害特性の知識や、配慮すべき対応事例等について普及啓発を行います。また、障害が多様化、重複化している中で、障害のある人の実情に配慮して対応していくことが大切であることも周知していきます。」</p>			※追加理由 団体意見を反映	障害福祉課 (まちづくり班)
I 啓発・広報・社会参加	2 学校教育及び社会教育の充実等 (2)学校教育及び社会教育の充実	パブリックコメント	<p>■パブリックコメント 「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流活動を一層進めること」に関しては、「共に学ぶ活動を積極的に」に変更していただきたい。その、理由は、以下の3点。</p> <p>①障害者権利条約第24条「障害のある人が障害を理由として一般教育制度から排除されないこと」とあること。 ②障害者基本法第16条「可能な限り障害者である児童および生徒が障害者でない児童および生徒と共に教育を受けられるように配慮しつつ」とあること。 ③2011年6月15日の衆議院内閣委員会議事録で末松副大臣が、16条の趣旨を、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すると書いてある。</p>	P.6	<p>「(2)学校教育及び社会教育の充実 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との相互理解を深めるための交流及び共同学習を一層進めることで、障害のある人に対する理解の促進と適切な対応に努めます。」</p>	P.6	<p>「(2)学校教育及び社会教育の充実 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との相互理解を深めるための交流活動を一層進めることで、障害のある人に対する理解の促進と適切な対応に努めます。」</p>	<p>※修正理由 パブリックコメントの意見を反映</p> <p>※県の考え方 御指摘のように障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶことは、両者が経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育て、多様性を尊重する心を育むことになることから、「交流活動」を「交流及び共同学習」と修正します。</p>	教育庁特別支援教育課
I 啓発・広報・社会参加	2 学校教育及び社会教育の充実等 3 ボランティア活動等の推進	審議会意見	<p>■審議会委員(薬師寺委員) 「障害や障害のある人に関わる」という表現について検討して欲しい。</p>	P.6	<p>「……障害のある人と関わる取組(こと)……」</p>	P.6	<p>「……障害や障害のある人に関わる取組(こと)……」</p>	※修正理由 審議会意見を反映	障害福祉課、教育庁 高校教育課・特別支援教育課・保健体育課・生涯学習課
I 啓発・広報・社会参加	4 障害のある人の社会参加の促進	団体意見	<p>■岡山県身体障害者福祉連合会 「障害のある人のくらしと権利の相談事業」 →「障害者総合相談事業」</p>	P.7	<p>「障害者総合相談事業」</p>	P.6	<p>「障害のある人のくらしと権利の相談事業」</p>	※修正理由 団体意見を反映	障害福祉課 (福祉推進班)
II 生活支援	1 相談支援体制の構築 (2)発達障害のある人への相談支援	庁内確認	健康推進課	P.7	<p>「②発達障害のある人のトータルライフ支援 各保健所・支所における、専門医による発達障害の疑いのある子どもの相談の実施や、小児科医師等の研修や関係機関の連携強化等によって、早期発見、早期支援及びライフステージを通じ一貫した支援に向けた環境整備を図ります。」</p>	P.7	<p>「②発達障害のある人のトータルライフ支援 各保健所・支所における、専門医による発達障害の疑いのある子どもの相談の実施や、小児科医師等の研修や関係機関の連携強化等によって、早期発見、早期療養及びライフステージを通じ一貫した支援に向けた環境整備を図ります。」</p>	※修正理由 事業・取組内容の確認による	健康推進課

骨子	項目	意見等の区分	意見等の概要(審議会委員・障害者団体名・庁内担当課等)	ページ	計画最終案(新)	ページ	計画素案(旧)	追加修正理由・県の考え方等	担当課
II 生活支援	1 相談支援体制の構築 (5)精神障害のある人等に対する相談支援	審議会・団体意見	<p>【精神障害のある人、発達障害のある人及び高次脳機能障害のある人に関わる支援者間の連携や、身近な場所での相談支援について】</p> <p>■審議会委員(綾部委員) 身体障害のある人、知的障害のある人と同様に、精神障害のある人についても、相談制度を整備してほしい。実施している市町村もある。まだまだ引きこもっている人等がたくさんいるので、岡山県でもぜひ、身近な相談支援の整備化に向けて支援いただきたい。</p> <p>■岡山県精神障害者家族会連合会 ○精神障害と発達障害及び高次脳機能障害の支援の連携が必要。発達障害や高次脳機能障害についての情報が得られるネットワークや機会があれば有り難い。精神障害の支援の現場にいても、発達障害及び高次脳機能障害について、ほとんど情報が入ってこない。発達障害は精神障害の中に入っているが、支援の現場では別々になっている。 ○市町村や保健所につなげる前の、家族に対する身近な相談支援を充実して欲しい。</p> <p>■岡山県自閉症協会 障害種別間(精神障害・発達障害等)の関係者間の連携については、我々も前向きに取り組んでいきたい。特に学校教育が終わった成人期以降の支援も大切である。</p>	P.8	「精神障害のある人が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、意思決定の支援に配慮しつつ必要な支援等を行います。精神保健福祉センターにおいて、知識の普及・調査研究や相談指導事業及び保健所や市町村等に対する技術指導・援助を行います。また、多職種による訪問支援チームを設置し、地域生活定着のため訪問支援活動を行います。 併せて、精神障害のある人、発達障害のある人及び高次脳機能障害のある人に関わる支援者間で、障害特性、適切な対応及び現状の課題等について情報を共有し、連携を図っていきます。 」	P.8	「精神障害のある人が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、意思決定の支援に配慮しつつ必要な支援等を行います。精神保健福祉センターにおいて、知識の普及・調査研究や相談指導事業及び保健所や市町村等に対する技術指導・援助を行います。また、多職種による訪問支援チームを設置し、地域生活定着のため訪問支援活動を行います。」	<p>※追加理由 審議会・団体意見を反映</p> <p>※県の考え方 (健康推進課) ○情報の共有は重要なことと考えています。また、支援者に限らず、広く県民に障害への理解を深めてもらうため、精神障害、発達障害、高次脳機能障害等の障害の特性の概要を盛り込んだリーフレットを作成しています(障害福祉課)。 支援の現場でどうすれば、必要な情報共有が図られるようになるかなど、今後、現状の把握に努めながら、対応策を検討していきたいと考えています。</p> <p>(障害福祉課) 発達障害がベースにある精神障害の問題については、双方の支援機関や支援団体等が連携して取り組んで行く必要があると考えています。</p> <p>(健康推進課) ○精神障害のある人の相談については、県下の保健所・支所及び精神保健福祉センターにおいて、心の健康に関する不安や悩み相談に応じているところです。今後とも、こうした保健所・支所等の相談窓口の周知や関係機関との連携強化を図り、支援の充実に努めたいと考えています。</p>	健康推進課 障害福祉課 (福祉推進班)
II 生活支援	6 福祉用具等の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等	団体意見	<p>■岡山県身体障害者福祉連合会 身体障害者補助犬について</p>	P.10	身体障害者補助犬を 同伴 した	P.10	身体障害者補助犬を 使用 する	<p>※修正理由 団体意見を反映</p>	障害福祉課 (福祉推進班)
III 生活環境	1 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 (1)福祉のまちづくりの総合的な推進	団体意見	<p>■岡山県身体障害者福祉連合会 「心」、「情報」、「物」の3つのバリアフリー→(「制度」を加え)4つのバリアフリー ・「障害者差別解消法の施行においては、合理的配慮として、ルール・慣行の柔軟な変更 が求められており、整合性を図る必要がある。</p>	P.11	「岡山県福祉のまちづくり条例」に基づき、県民総参加で「心」、「情報」、「物」の3つのバリアフリーによる福祉のまちづくりを一層推進します。 また、障害者差別解消法の施行に伴い、ルール・慣行の柔軟な変更等の合理的配慮について、積極的な理解と協力を呼びかけ推進していきます。併せて、「あいサポート運動」を推進していくことによって、県民の中で、「ちょっとした手助け」によって人が人を支える意識を継続的に醸成していきます。 」	P.10	「岡山県福祉のまちづくり条例」に基づき、県民総参加で「心」、「情報」、「物」の3つのバリアフリーによる福祉のまちづくりを一層推進します。」	<p>※追加理由 団体意見を反映 新規施策等を反映</p>	障害福祉課 (福祉のまちづくり班)
III 生活環境	2 住宅の確保・生活関連施設のバリアフリー化	庁内確認	住宅課	P.11	「(1)公営住宅等のバリアフリー化等の 推進 」 「公営住宅等での障害のある人に対する 入居における抽選の優遇 」	P.11	「(1)公営住宅等のバリアフリー化等」 「公営住宅等での障害のある人に対する 優先入居の実施 」	<p>※修正理由 事業・取組内容の確認による</p>	住宅課

骨子	項目	意見等の区分	意見等の概要(審議会委員・障害者団体名・庁内担当課等)	ページ	計画最終案(新)	ページ	計画素案(旧)	追加修正理由・県の考え方等	担当課
IV 教育・スポーツ・文化芸術活動・国際交流等	1 特別支援教育推進のための取組 (5)就学前、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育の充実 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業) 【第3章 事業一覧】	庁内確認	障害福祉課 教育庁特別支援教育課	P.13	「①就学前における支援の充実・早期支援のための関係機関との連携、幼稚園等教職員の特別支援教育に関する専門性向上。 ・適切な就学に向けた支援の充実、 就学前後における関係機関連携強化事業 及び就学前からの支援の継続・学校園間の連携。」	P.13	「①就学前における支援の充実・早期支援のための関係機関との連携、幼稚園等教職員の特別支援教育に関する専門性向上。 ・適切な就学に向けた支援の充実、及び就学前からの支援の継続・学校園間の連携。」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	障害福祉課 (福祉推進班) 教育庁特別支援教育課
V 雇用・就業・経済的自立の支援	3 一般就労への移行推進	パブリックコメント 団体意見	「就労移行支援事業の役割が拡大しているにもかかわらず、事業所自体が減少傾向にある。一般就労への移行実績が問われることも一因と思われる。現状では数値目標の達成は難しいため、適切な対応をお願いしたい。」 ■岡山県自閉症協会 自分にあった職業選択ができる相談先の確保や就労準備の場を充実してほしい。	P.16	「こうした就労系サービスからの一般就労が促進されるよう、障害者就業・生活支援センターと連携した就労アセスメントの実施等による支援を進めます。 あわせて、相談支援事業所等の関係機関がアセスメントの情報を共有し、障害のある人が最も適した「働く場」に円滑に移行できるよう継続的な支援に努めます。」	P.16	「こうした就労系サービスからの一般就労が促進されるよう、障害者就業・生活支援センターと連携した就労アセスメントの実施等による支援を進めます。」	※追加理由 パブリックコメント・団体意見を反映(県の考え方) ○一般就労への移行については、障害者就業・生活支援センターが中心となつて、効果的な支援方法の普及等に取り組むこととしており、就労移行支援事業所も含めて関係機関が連携し、目標の達成を目指したいと考えています。 ○障害者就業・生活支援センターを広く周知し、就業を希望する障害のある人の要望にきめ細かに対応できるよう相談支援体制の充実を図ることとしています。	障害福祉課 (障害者支援班)
V 雇用・就業・経済的自立の支援	4 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	庁内確認	障害福祉課	P.17	「 精神障害や発達障害の特性に応じた就労支援の充実・強化を図るため、障害に関する事業主等の理解を促進し、精神障害等のある人の雇用拡大を図るとともに、就労支援機関が医療機関と連携を図りつつ、就労の定着を促進します。」	P.16	「発達障害等の特性に応じた就労支援の充実・強化を図ります。 また、事業主等の理解を促進し、精神障害のある人の雇用拡大を図るとともに、就労支援機関が医療機関と連携を図りつつ、就労の定着を促進します。」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	障害福祉課 (福祉推進班)
V 雇用・就業・経済的自立の支援	5 福祉的就労の底上げ工賃向上等及び障害者優先調達等の推進	庁内確認	障害福祉課	P.17	「障害者優先調達」	P.16	「障害物優先調達」	※修正理由 語句修正	障害福祉課
IV 保健・医療	5 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見・治療 (1)疾病・障害等の早期発見・治療・早期療養の推進等	庁内確認	障害福祉課 健康推進課	P.19	「妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の確保とともに、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。また、障害の早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職の確保を図ります。 また、発達障害の早期発見や適切な支援のための体制を整備するため、子どもの心の診療拠点病院を中心に、各地域において、発達障害に専門的に携わる医師や関係専門職の育成等を図り、全県的なネットワークの構築を進めます。」	P.19	「妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の確保とともに、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。また、障害の早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職の確保を図ります。」	※追加理由 現在策定中の次期岡山県保健医療計画との整合性の点から追加する。	障害福祉課 (福祉推進班) 健康推進課

骨子	項目	意見等の区分	意見等の概要(審議会委員・障害者団体名・庁内担当課等)	ページ	計画最終案(新)	ページ	計画素案(旧)	追加修正理由・県の考え方等	担当課
IV 情報アクセシビリティ	1 情報通信における情報アクセシビリティの向上	団体意見	■岡山県身体障害者福祉連合会 「アクセシビリティ」、「ウェブアクセシビリティ」と言う言葉は馴染みがない言葉であるため、 →日本語に置き換える、又は注釈を加える	P.20	(以下の注釈をつける) 「※アクセシビリティ 年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいいます。」 「※ウェブアクセシビリティ:障害のある人や高齢者を含む誰もが、ウェブで提供されている情報を利用しやすくなることをいいます。」	P.19	(追加)	※追加理由 団体意見を反映	障害福祉課 情報政策課
VIII 安全・安心	1 防災対策の推進 (1)災害に強い地域づくりの推進 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業)	庁内確認	保健福祉課	P.22	「●福祉避難所の指定促進 今後発生が想定される大規模地震や、台風などの風水害による被災に対して、福祉避難所の指定箇所数の増加や施設・設備の拡充、住民への周知等をあらかじめ十分行っておくよう市町村への働きかけに努めます。」	P.21	「●福祉避難所の指定促進 今後発生が想定される大規模地震や、台風などの風水害による被災に対して、市町村において、あらかじめ十分な福祉避難所を確保しておくよう、指定箇所数の増加や施設・設備の拡充、住民への周知等の市町村の働きかけに努めます。」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	保健福祉課
VIII 安全・安心	1 防災対策の推進 (2)ハード・ソフト一体となった土砂災害防止対策	庁内確認	防災砂防課	P.22	「○土砂災害のおそれのある箇所のうち、緊急性の高い箇所から、砂防、地すべり対策、急傾斜崩壊対策事業等のハード対策を順次整備します。」	P.21	「○土砂災害のおそれのある箇所のうち、緊急性の高い箇所から、砂防、地すべり、急傾斜崩壊対策事業等のハード対策を順次推進します。」	※修正理由 語句の修正	防災砂防課

骨子	項目	意見等の区分	意見等の概要(審議会委員・障害者団体名・庁内担当課等)	ページ	計画最終案(新)	ページ	計画素案(旧)	追加修正理由・県の考え方等	担当課
VIII 安全・安心	1 防災対策の推進 (3)障害特性に配慮した情報伝達の体制整備	団体意見	<p>■岡山県視覚障害者協会</p> <p>○災害時、目の見えない人に対する周囲の援護にも取り組むよう、計画の中に入れていただきたい。災害のときは、周りが見えないので困る。また、音声や点字などを使った対策をお願いしたい。</p> <p>○避難所の多くが小学校であるが、そこにたどり着くまでが不安である。災害時は交差点の信号も止まるので、非常に困る。</p> <p>○各市町村で視覚障害のある人に対する手引きなどを周知していただきたい。</p>	P.22	<p>「災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に、障害のある人等に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性等に配慮した情報伝達や、情報伝達の多重化等の体制整備を促進します。なお、必要とされる情報伝達の方法等は、障害の特性・程度等によって様々であることに留意します。特に、視覚障害のある人や聴覚障害のある人等は情報の取得や意思疎通が制限されるため配慮が必要です。」</p>	P.21	<p>「災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障害のある人に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達や、情報伝達の多重化等の体制整備を促進します。」</p>	<p>※追加理由 団体意見を反映</p> <p>※県の考え方 視覚障害のある方や移動に著しい困難を有する方など自ら避難することが困難な方で特に避難の支援を要する方は、災害対策基本法で「避難行動要支援者」という位置づけとなっており、避難行動要支援者の避難支援を実施するための基礎となる名簿(避難行動要支援者名簿)の作成や避難支援の実効性を高めるための個別計画の策定は各市町村が行うこととなっています。</p>	保健福祉課 障害福祉課
	1 防災対策の推進 (4)災害時における要配慮者等の安全確保		<p>○福祉避難所等</p> <p>・実際の設置は市町村で行うことになると思うが、市町村間で格差があると思う。</p> <p>・県としても、(耳が聞こえない人向けに)福祉避難所を1箇所作って欲しい。</p> <p>・福祉避難所がどこにあるかがわからない人も多いと思う。</p> <p>○災害救援専門ボランティア</p> <p>問い合わせしても、県民生活交通課→保健福祉課→障害福祉課といった形で、様々な課をまたいで、時間がかかる。早急に整えていただきたい。</p> <p>■岡山盲ろう者友の会</p> <p>盲ろう者は情報の取得が特に難しい。点字が読めない人もいる。タクシーも呼べない。様々なレベルの人がいる。市町村にボランティアを頼むときもあるが、特に災害の時に困る。</p>	P.23	<p>「(4)災害時における要配慮者の安全確保</p> <p>平時より避難行動要支援者に関する情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効果的な利用と関係者の情報共有により、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう市町村に働きかけます。さらに、個別の避難支援計画の作成についても、市町村に対し、視覚障害のある人等、移動に著しい困難を有する人への安全に配慮した避難行動の支援や、避難行動支援等に対する地域における共助力の向上を図られるよう働きかけます。」</p>	P.22	<p>「(4)災害時における要配慮者の安全確保</p> <p>平時より避難行動要支援者に関する情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効果的な利用と関係者の情報共有により、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう市町村に働きかけます。」</p>	<p>そのため、御意見にあるような避難行動要支援者や地域の実情を踏まえた個別の避難支援対策が進むよう市町村に働きかけているところです。</p>	危機管理課 保健福祉課 障害福祉課
VIII 安全・安心	1 防災対策の推進 (5)福祉避難所の確保・バリアフリー化の推進・必要な物資の確保等	庁内確認	保健福祉課	P.23	<p>「福祉避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障害のある人が、必要な物資を含め、支援を得ることができるよう、市町村における必要な体制整備を支援します。また、市町村が要配慮者等の受入体制の充実を図ることで、災害発生時に福祉避難所を適切に開設・運営できるよう体制づくりを進めるよう働きかけます。」</p>	P.22	<p>「福祉避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障害のある人が、必要な物資を含め、支援を得ることができるよう、市町村における必要な体制整備を支援します。また、必要となる物資・器財の確保のための支援を行い、体制整備の充実を図ります。」</p>	※修正理由 事業・取組内容の確認による	保健福祉課
VIII 安全・安心	2 防犯・交通安全対策の推進 (2)安全・安心のまちづくり	庁内確認	くらし安全安心課	P.23	<p>「岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」に基づき、市町村、関係団体、事業者及び障害のある人も含めたすべての県民との連携協働により、安全・安心なまちづくりを推進します。</p>	P.22	<p>「岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」に基づき、市町村、関係団体、事業者等及び障害のある人も含めたすべての県民との連携協働により、安全・安心なまちづくりを推進します。</p>	※修正理由 事業・取組内容の確認による	くらし安全安心課

骨子	項目	意見等の区分	意見等の概要(審議会委員・障害者団体名・庁内担当課等)	ページ	計画最終案(新)	ページ	計画素案(旧)	追加修正理由・県の考え方等	担当課
VIII 安全・安心	2 防犯・交通安全対策の推進 (2) 安全・安心のまちづくり	庁内確認	くらし安全安心課	P.24	「③・消費生活相談の受付や、相談員等に対する研修…」	P.22	「③・消費生活相談の受付や、相談員等の障害のある人の理解のための研修…」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	くらし安全安心課
I 啓発・広報・社会参加	【第3章 数値目標】 「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した生徒の割合	庁内確認	教育庁義務教育課	P.26	「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した生徒の割合 目標年度 : <u>H31</u>	P.24	「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した生徒の割合 目標年度 : <u>H28</u>	※修正理由 創生総合戦略策定に伴うKPIとの整合	教育庁義務教育課
II 生活支援	【第4章 数値目標】 「障害のある人の地域生活の支援(地域生活支援拠点等の整備)」	庁内確認	障害福祉課	P.26	「障害のある人の地域生活の支援(地域生活支援拠点等の整備)」 目標年度 : <u>H29</u>	P.24	「障害のある人の地域生活の支援(地域生活支援拠点等の整備)」 目標年度 : <u>H32</u>	※修正理由 障害者計画の終期に併せて、H32としていたが、元々、第4期障害福祉計画では、H29を目標年度としていたため、障害福祉計画と整合させるもの。	障害福祉課
IV 教育・文化芸術活動・スポーツ・国際交流等	【第3章 数値目標】 「学校支援地域本部の設置等を行っている中学校区の割合」	庁内確認	教育庁生涯学習課	P.27	「学校支援地域本部の設置等を行っている中学校区の割合」 現状 現状数値: <u>83.0%</u> 根拠年度: <u>H26</u> 目標 根拠年度: <u>H28</u>	P.25	「学校支援地域本部の設置等を行っている中学校区の割合」 現状 現状数値: <u>71%</u> 根拠年度: <u>H25</u> 目標 根拠年度: <u>H31</u>	※修正理由 素案では「いきいき子どもプラン2015」の目標数値を使用ということで、現状をプラン策定時のものを入れていたが、H26の実績値も出ているため修正。 H28に100%を目標(生き生きプラン)としているが、「いきいき子どもプラン2015」の終期がH31までであることから、素案ではその終期を目標年度としていたが、本計画では、項目毎に目標年度が異なっているため、本来の目標年度であるH28に修正するもの。	教育庁生涯学習課
IV 教育・文化芸術活動・スポーツ・国際交流等	【第3章 数値目標】 家庭教育相談員の養成	庁内確認	教育庁生涯学習課	P.27	家庭教育相談員の養成 現状 現状数値: <u>903人</u> 根拠年度: <u>H26</u>	P.25	家庭教育相談員の養成 現状 現状数値: <u>869人</u> 根拠年度: <u>H25</u>	※修正理由 素案では「いきいき子どもプラン2015」の目標数値を使用ということで、現状をプラン策定時のものを入れていたが、H26の実績値も出ているため修正。	教育庁生涯学習課
VI 保健・医療	【第4章 数値目標】 1 保健・医療の充実等 (1) 地域医療体制の充実等	庁内確認	長寿社会課	P.27	(1月当たり)を削除	P.25	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者数(1月当たり) ・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)の利用者数(<u>1月当たり</u>)	※修正理由 語句の修正	長寿社会課
VI 保健・医療	【第3章 数値目標】 「その年度において、いじめが解消している、又は一定の解消が得られたが継続支援中である公立学校の割合」	庁内確認	教育庁義務教育課	P.27	「その年度において、いじめが解消している、又は一定の解消が得られたが継続支援中である公立学校の割合」 現状数値 : <u>98.0%</u>	P.25	「その年度において、いじめが解消している、又は一定の解消が得られたが継続支援中である公立学校の割合」 現状数値 : <u>97.7%</u>	※修正理由 確定数値の反映	教育庁義務教育課
VIII 安全・安心	【第3章 数値目標】 「区域指定等により土砂災害の避難体制を整える箇所数」の現状	庁内確認	防災砂防課	P.27	現状 <u>「9,316箇所」</u>	P.25	現状 <u>「8,125箇所」</u>	※修正理由 確定数値の反映	防災砂防課